

品川区ひとり親家庭等休養ホーム事業実施要綱

制定	昭和56年	3月16日	決定
改正	昭和60年	3月28日	
改正	昭和62年	10月31日	
改正	平成元年	6月13日	
改正	平成2年	3月31日	
改正	平成3年	3月31日	
改正	平成13年	3月31日	
改正	平成16年	4月1日	
改正	平成21年	3月31日	要綱第327号
改正	平成24年	3月28日	要綱第77号
改正	平成25年	2月7日	要綱第13号
改正	平成26年	9月30日	要綱第135号
改正	平成27年	3月17日	要綱第166号
改正	平成28年	4月1日	要綱第204号

(目的)

第1条 この要綱は、ひとり親家庭および寡婦(以下「ひとり親家庭等」という)の休養およびレクリエーションにふさわしい施設を指定(以下「指定施設」という)し、ひとり親家庭等に無料または低額な料金で提供することをもって、ひとり親家庭等の福祉の向上と健康増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「ひとり親家庭」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法に定める「配偶者のない女子」または「配偶者のない男子」であって現に児童を扶養している家庭をいう。

2. この要綱において「寡婦」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法に定める者をいう。

(指定施設の利用者)

第3条 指定施設を利用することができる者は、区内に住所を有し、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 20歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童のいるひとり親家庭の父または母と児童。

(2) 65歳未満の寡婦

(3) 65歳以上の寡婦で品川区ひとり親家庭福祉協議会に所属し、母子および寡婦福祉の向上に寄与する者。

(施設の指定基準)

第4条 指定施設は、この事業にふさわしい宿泊施設ならびに日帰り施設とし、その指定基準は次に掲げる各号によるものとする。

(1) 宿泊施設

- イ ひとり親家庭等の休養およびレクリエーションに適した環境である。
- ロ 非常災害に対し安全を確保するために必要な設備が設けられていること。
- ハ 娯楽室または遊戯室(場)が設けられていること。
- ニ 自由に利用できる新聞、雑誌、テレビおよび娯楽用具が備え付けられていること。

(2) 日帰り施設

- イ ひとり親家庭等のレクリエーションに適した施設であること。
- ロ 非常災害に対して必要な設備が設けられ、対応が適切であること。

(施設の指定等)

第5条 区長は、前条に定める指定基準に適合していると認められる施設を指定し、指定施設の設置者と利用に関する契約を締結するものとする。

2 区長は、施設利用者の安全と第1条の目的達成を確保するため、必要に応じ施設の設備および利用状況を調査し、所要の改善指導を行うものとする。

3 区長は、施設利用者の利用実態に基づき、指定施設の拡充に努めることとする。

(施設の指定解除)

第6条 区長は、次の各号の一つに該当した場合、前条第1項の契約を解除することができる。

- (1) 指定施設の設置者が契約に違反したとき。
- (2) その他指定施設として不相当と認められる事由が生じたとき。

(指定施設の利用)

第7条 指定施設の利用は宿泊施設・日帰り施設については1人につき1年度2回を限度とする。ただし、宿泊については1泊を限度とする。

(施設使用料等の支払)

第8条 区長は、第4条第1号の宿泊施設の使用料については、別に定める額を限度として、当該指定施設の設置者の請求または利用者の請求に基づき、使用料および賄料(以下「宿泊施設使用料」という)、または弁償料を支払うものとする。

2 区長は、第4条第2号の日帰り施設の使用料については、当該指定施設の設置者の請求に基づき日帰り施設使用料を支払うものとする。

(委任)

第9条 この要綱の施行について必要な事項は、別に子ども未来部長が定める。

付 則

この要綱は平成16年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は平成21年4月1日から適用する

付 則

この要綱は平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は平成 26 年 10 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

この要綱は平成 28 年 4 月 1 日から適用する。